

## 平成30年第1回定例会 経済建設常任委員会審査記録（第1日目）

- 1 日 時 平成30年3月7日（水） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第50号 村上市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第58号 平成29年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第3号）  
議第13号 平成30年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算
- 4 出席委員（7名）

1番	川村敏晴君	2番	本間善和君
3番	平山耕君	4番	本間清人君
6番	大滝久志君	7番	小田信人君
8番	川崎健二君		
- 5 欠席委員  
なし
- 6 委員外議員  
河村幸雄君 鈴木好彦君 稲葉久美子君  
鈴木いせ子君 竹内喜代嗣君 木村貞雄君
- 7 地方自治法第105条による出席者  
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者  
副議長 大滝国吉君
- 9 説明のため出席した者

副市長	忠 聡君
農林水産課長	山田義則君
同課農業振興室長	小野道康君（課長補佐）
同課農業振興室係長	鈴木義貴君
同課農業振興室係長	中川博之君
同課農業振興室係長	伊藤孝雄君
同課林業水産振興室長	大滝敏文君（課長補佐）
同課林業水産振興室副参事	本間研二君
農業委員会事務局長	小川寛一君
商工観光課長	竹内和広君
同課商工振興室長	山田昌実君（課長補佐）
同課観光交流室長	小川智也君（課長補佐）
同課観光交流室係長	島田良樹君
荒川支所産業建設課長	佐藤義信君
神林支所産業建設課長	長柄長司君
朝日支所産業建設課長	大滝清考君
同課産業観光室長	小池一栄君
山北支所産業建設課長	加藤泰君
同課産業観光室長	森山治人君
- 10 議会事務局職員  
局長 小林政一

(午前10時00分)

委員長(川崎健二君)開会を宣する。

○当委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

**日程第1** 議第50号 村上市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長(農林水産課長 山田義則君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

農林水産課長 皆様、おはようございます。議第50号は、村上市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてである。説明させていただく。本市の中山間地域においては、古くから農作物の栽培手法の一つとして火入れによる焼畑を行っている事例が山北地区を中心にあるが、現行条例では夜間に火入れを行うことはできない規定となっている。このため、森林の伐採跡地などの1団地2ヘクタールを超えない範囲で行われる火入れに対し、残り火の確認を容易にし、延焼を防止することを目的に夜間の火入れを7月から8月の期間に限定し、可能となるよう改正するものである。また、条例の一部に気象庁が使用する予報用語との差異があり、その統一を図るため同時に改正をさせていただくものである。簡単であるが、説明とさせていただく。

(質疑)

本間 清人 火入れに関しては、余りちょっと詳しくはないのだが、例えば山北地域なんか行くと、カブの山を火入れとかしているわけだよね。それで、今までは日の出からその日没までという期間を決めてやっていたのが、今回それを外すのだと。夜でもいいという話になるのだが、この7月1日から8月31日とその期間限定というのは、それ以外の期間ではそういったことはないということでもいいのか。

農林水産課長 赤カブの生産の播種時期に合わせた期間としている。

本間 清人 いや、赤カブは今の例なのだけれども、ほかにはないのか。例えば秋田んぼとか焼いている方なんかもいるみたい。そういうのはこの期間外になってしまうのだけれども。

農林水産課長 この山焼き、山に対する火入れ、そしてあと田んぼに関するものは、また別に病害虫の関係で火入れ部分の許可ができるので、それは日中行ったりしている。

本間 清人 それと、1つ教えていただきたいのだが、この今回の条例の中で異常乾燥注意報を乾燥注意報に変わっているわけだが、その異常乾燥注意報と乾燥注意報、大きな違いというのは何が違うのか。

農林水産課長 済みません、その辺総務課のほうからこの部分を防災のほうからこの文言が今使われていないというようなことで指摘を受けて、その点についてはちょっと詳しく承知していなかった。申しわけない。

川崎委員長 本間委員、よろしいか。

[委員外議員]

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第50号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第2** 議第58号 平成29年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第3号）を議題とし、担当課長（商工観光課長 竹内和広君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

商工観光課長 それでは、議第58号 平成29年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第3号）である。1Pにあるように、歳入歳出予算の総額にそれぞれ50万円を追加し、予算総額を1億2,850万円とするものである。内訳については、めくっていただいて7P、8Pから説明をさせていただく。歳入について、この50万円について一般会計繰入金からの歳入としている。歳出である。9、10Pになる。蒲萄スキー場運営経費の現場作業員賃金50万円の補正をお願いするものである。補正の理由といたしては、昨年度のリフト支柱調査のために、例年シーズンが終わったら搬器を取り外しているのだが、雪が解けてから支柱調査をしなければならなかったために、搬器をつけたままで年を繰り越した。その関係で、今シーズン前に6月の支柱調査の終了後、搬器を取り外すために43人の方の、10人で5日間、43人工となるのだが、その日によって違うのだが、そのために32万円ほどちょっと例年より賃金が出てしまったというものが1人。それから、このたび積雪が非常に多くて、リフトの乗りおり場を中心にリフト運行経路の除雪の経費が出てまいった。皆様ご存じのように、2月の6、7、豪雪で国道7号とまったわけだが、あのときも午後から、実はそのときは6、7と営業をちょっと休ませていただいたし、8日の日は第1ペアリフトのみで何とか対応したが、その日は臨時職員を初め非番の人にも出てきてもらわなければ間に合わないということで、フル動員の関係で除雪作業をさせていただいたという関係で、総額で約50万円不足が生じる見込みのため、今回50万円の補正をお願いしたものである。以上である。

（質疑）

なし

〔委員外議員〕

木村 貞雄 今ほど課長のほうから豪雪のこと話あったのだけれども、前に通信ケーブルのワイヤということなのだが、ああいうものは特に大雪のときに力かかるので、その辺は確認とかに行っているのか。

商工観光課長 随時職員のほうで見てもらっているが、ことはまだ一件も切れた報告はない。

木村 貞雄 終わる。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第58号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第3** 議第13号 平成30年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算を議題とし、担当課長（商工観光課長 竹内和広君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

商工観光課長 それでは、平成30年度予算書の255Pをお開きいただきたいと思います。議第13号 平成

30年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算である。歳入歳出の総額は5,900万円ということで、昨年度と比較して3,040万円の減、34%の減である。主な要因としては、昨年度購入させていただいた圧雪車の購入経費分が減になっているというものが主な要因である。ページをお開きいただき、その内訳についてご説明を申し上げる。261P、262Pをお開きいただきたいと思う。1款1項1目の売上金以降、説明欄でご説明をさせていただく。スキー場の売上金については、今年度実績見込みから昨年度より15万円減の30万円を計上させていただいている。一般使用料、これはリフト及びシーズン券の利用料であるが、昨年とほぼ同額を計上した。それから、3款繰入金については4,580万1,000円ということで、昨年度より210万円ほど増になっている。そのほか5款1項雑入については、ほぼ例年どおりより若干減の予算を組まさせていただいている。なお、先ほど申し上げた圧雪車購入のスキー場整備事業債については、今回は皆減ということで、なしとなっている。めくっていただいて、歳出のご説明を申し上げる。263P、264P。264Pの説明欄でご説明を申し上げる。1の蒲萄スキー場一般経費であるが、これは通常の蒲萄スキー場の運営に係る経費、昨年より若干増額という形で上げさせていただいている。増額の理由については、時間外勤務が今回もそうなのだけれども、非常にふえていて、時間外勤務手当の増額をお願いしている。それから、蒲萄スキー場運営経費5,703万1,000円である。事務補助員賃金、現場作業員賃金については、23名の雇用をしていて、その分の必要経費について上げさせていただいている。上から7番目か、修繕料450万円については、リフトの定期的な修繕及び圧雪車の修繕分である。中段、中ほど下に施設維持保全業務委託料306万8,000円については、例年より約80万円ほど余計な計上なのだが、これは昨年度支柱の測量をしたときに、原因はわからないけれども、少しずれているよというのが1本あった、支柱が。それについては、向こうの業者のほうの指摘で来年度もう一回はかってみないとわからないということで、その支柱の測量業務85万3,000円について当初から計上をさせていただいている。それから、グレンデの草刈業務委託料263万6,000円、これはほぼ昨年度の倍以上になっている。猟友会の方といろいろお話をさせていただいて、今までどちらかというと猟友会のご厚意によりやっただき、猟友会も高齢化が非常に進んでいるということで、このまま継続については現在協議中であるが、場合によっては業者のほう、建設業者等に委託しなければならない関係があるので、当初予算ではその必要経費、見積もり等を徴して263万6,000円を計上させていただいた。それから、最後から2番目の工事請負費の主な内訳だが、第1ペアリフトの通信線をちょっと更新したいと。それから、第2ペアリフトの索輪折り返し滑車がやはり建設当時から25年経過いたして、業者のほうからかなり傷んでいるということで、その更新を計画的にやりたいものと、圧搾装置についても、年間15台ずつちょっと更新させていただいているので、その計画修繕を行いたいと思っているものである。その他備品の購入費については226万8,000円だが、レンタルの用品がかなり傷んでいて、スキー、ストック、ブーツ、ウェア等レンタル用品についての更新を図りたいというものである。めくっていただいて、265P、266Pだが、一番上、起債償還利子である。これについては、平成27年の山麓トイレの改修工事、それから平成29年度、今年度スキーセンターの改修及び圧雪車の起債について、利子分の償還が発生いたすので、その分について計上させていただいたものである。以上である。

(質 疑)

本間 善和

ゲレンデの草刈りというのをちょっと説明したのだけれども、マイクが悪いので、私ちょっと聞き取れなかったので、昨年度と比較すると倍額の金額上がっているのだ、面積は同じだけれども。どういう理由なのか、明確にちょっともう一回しゃべってくれ。

商工観光課長

今までは、猟友会の方に草刈りをしていただいていた。猟友会の方は、地元の朝日地区の猟友会の方で、ご厚意というか、ふだんよりもちょっと奉仕的な、作業活動も含めて非常に安い委託で引き受けてくれていた、これまで。ところが、猟友会ご存じのように高齢化が進んでいて、なかなか作業自体がもうやっとな状態になってきたということで、実は今シーズンの草刈り終わったときからご相談を受けていた。それでは、もし万が一猟友会の方にお引き受けしていただけない場合、どうしても建設業とかその業者のほうに頼まなければならないということで、見積もりを徴しましたらこの金額、263万6,000円の見積もりが出ていたので、予算上はこれを計上させていただいて、来シーズンに向けてちょっと猟友会の方とお話し合いを進めさせていただきたいと。予算は、ちょっと当初で確保させていただいたところである。

川崎委員長

よろしいか。

本間 善和

もう一度、再度ちょっと聞くけれども、その見積もりというのは業者のほうから今とったということで、業者のほうどんな見積もり出したのか。内訳をちょっと聞かせていただきたい、今まで100万円でできたのが260万円になったということなので。

商工観光課長

刈り払い作業員の、見積もりはいわふね森林組合である。いわふね森林組合さんから見積もりをとった。刈り払い作業といたして人件費で総額96人日を見ていただいて201万6,000円、そこに諸経費と・・・これ、刈り払い機の使用料を含む額である。そのほかに諸経費といたして240万円、消費税を足して263万5,200円という積算になっている。

本間 善和

96人余りの人をかけてやるというのだけれども、今回計画で、刈り払い機、草刈り機という格好だと思うのだけれども、その損料とかうんぬんだ。今まで現在どんな格好でやっていたのか。

商工観光課長

その日によって、猟友会の人でも都合悪い人もいるのだが、大体10日間ぐらいで、その日によって10人から、出方は違うのだが、10人以上の方で10日間以上、約2週間ぐらいで草刈りをしていただいたと。天候にもよるので、していただいたというふうに思う。

本間 善和

そうすると、延べにすると同じぐらいの人数になるということなのか。10人でやって10日間、100人近くという格好、人数的には同じだと。だけれども、単価が違うということでこういう金額が、3倍近い金額が出てくると、そういうことなのか。

商工観光課長

森林組合さんの人件費の単価があるので、その分で今まで猟友会の方がその辺でご厚意で安い単価で作業していただいていたというのが旧朝日村時代からずっと続いていたと。昨年度も、実はちょっとそれではということで若干値上げはさせていただいたが、それでもまだちょっときついという話が猟友会の話から出ているので、そもそも今年度、平成30年度に向けて見積もりをとってきちんとした形でということを考えている。まだ猟友会のほうでも正式にやる、やらないの判断をいただいているが、もしやれないとなった場合また予算が足りなくなるので、当初予算で確保させていただいたところである。

本間 善和 了解した。  
川崎委員長 よろしいか。  
本間 善和 いい。  
本間 清人 ちょっと今の同じ問題で1つお聞きしたいのだが、このスキー場の土地が市所有の土地であれば、その草刈り等当然なのだろうけれども、契約の段階のその契約書をはっきり私も全て読んでいるわけではないのだが、この地主さんから年間二百数十万円という金額でこの土地はお借りしているわけだよね。それで、夏場の利用は、うちの会派の方もご質問はしたように、何か再利用夏場せいということを行っているにもかかわらず、夏場は利用してはだめなのだという規約になっているわけだ。そうすると、その夏場利用してはだめだという期間に草刈りをしているという変な話だよね。だって、利用するなと言われていたのだから。それをましてや市がお金を払っている。私も、例えば自分の土地を人に貸している場合に、その草刈りは契約の段階で貸した側に全て責任を負わせるのか、貸している私のほうが全て責任を負うのかで違ってくるわけではないか。その辺はどういう契約になっているのか。

商工観光課長 契約書実はちょっと今持ってこなかった。今の本間委員の説明あったその夏場は利用するなという分も含めて、今ご指摘もごもっともなところあるので、契約書の内容に不備があるようであれば、その辺も絡めてちょっと次期の更新に向けて調整させていただきたいなというふうに思う。

本間 清人 ぜひその契約書、一度うちの委員会でも出してもらったことあったっけね。ちょっと俺もあれなのだが、その契約書を一度委員会に出してもいいのではないか、委員長、その契約書の内容。

商工観光課長 基本的に皆同じスタイルで名前だけなので、お出しできるかと思う。タイミングは今になるか。

本間 清人 すぐあるのであれば、例えば休憩終わった後でもいいし、まだきょうこれからも審査続くわけだから、何かのタイミングで参考資料で出しておいていただければいいのではないか。また、それやっぱきちんともしその中の契約がどういう契約で、万が一何の決めもなく、ただ通例の流れの中で市側がやっていたなんてことになる変な話だよね。二百数十万円の賃料も払ってスキー場を運営して、では赤字補填を全部一般会計からも歳出しておきながら、なおかつ夏場ではこういうふうに使わせてくれよという中で、そのかわり草刈りから土地の管理は全て市がやるのでという契約になっていればいいのだけれども、再利用せいやと一生懸命言っている議員さんもいる中で、夏場は再利用できないのだ。夏場は使わせないのだ。冬場のスキー場だけなのだ。それでいて、草刈りは夏場一生懸命市が金出してやっている。変な話だなと俺思う。ちょっとその辺よく考えてみてくれ。

川村 敏晴 金額は小さいのだが、ワークショップの委託料上がっているが、これ再開する前段階でいろいろ協議をやっていたのだけれども、同様のものなのか。どういう意味合いのワークショップなのか教えてくれ。

商工観光課長 委員ご発言のとおり、再開時に向けて従業員のおもてなし、いらっしやいませからお客様に対するおもてなしそのものから変えなければならないということで、シーズン前のお集まりいただいて、業者さんをお願いいたして、そのおもてなしのワークショップという形でやらせていただいているというところである。

川村 敏晴 社員向け。わかった。  
大滝 久志 私の記憶違いかもしれないのだが、蒲萄スキー場のこの草刈りの件については、開

設当時からずっと猟友会がやっていたというふうには記憶していないのだが、以前やっていて、途中からなまってまた変わったような気がするのだが、違うか。

商工観光課長 朝日支所産業建設課のほうで把握している思うので。

朝日支所産業建設課産業観光室長 委員ご指摘のとおり、開設当初は地元の人に委託したり、あと従業員をその都度臨時で雇用して草刈りをしていたこともある。途中から猟友会のほうに委託という形で現在まで続いている。以上だ。

大滝 久志 私の記憶が間違っていればそうなのだろうけれども、地元の方々に委託していたときの価格よりも、猟友会に委託した料金にはね上がっていった中で今この問題が出てきたので、私はおかしいのではないかということです。私が会派のほうで、要するにあそこにこういう作物でどうかというのは、ラベンダーだよ。調べている中で、そういうのが出てくる。それで、またこういう値段が出てくるとのこと自体がおかしいのではないのというのが非常に疑問なのだが。それともう一つ、それでそういうふうな形でやりながら、ごく数カ所にわたってロープが張られて立入禁止で草も刈れない。何するかというと、ワラビ園だよ。そんな勝手な使い方をしてる方がいる中でこういうふうなことが出てくるのは、そもそも先ほど本間委員のほうから言われたとおり、契約のやり方に不備があってこう出てきているのではないかという一つのもが私も考えられる。そこいら辺含めて、やはりこのものについてはよく、以前はどのような形の支払いをしていたのか。猟友会に支払ったときはこうだった。今度こうだったから、今いわふね森林組合と申したけれども、森林組合だっているいろいろというよりも、関川にもスキー場があってそこも刈っているはずだし、森林組合もあるし、村上市の森林組合もあるわけだ。ただ、一方的にこういうことで出してこれでいいということ自体が私はおかしいと思う。どうか。

商工観光課長 契約の内容については、さらに契約書ご提示の後、さらなるほかの諸課題もあろうかと思うので、整理はさせていただきたいなというふうに思っている。経緯についても、記録を開かないとちょっとわからないので。ただ、今は冒頭申し上げたように、予算をちょっと確保させていただいた、できないわけにはいかないのと。実際それをやる場合には、大滝委員おっしゃるように、1社というわけにはまいらないので、複数の中からの見積もり合わせ等で安い業者に頼むことになるというふうには思っている。

大滝 久志 いや、大体私の記憶がそんなに大きく間違っていなかったなと思うのだが、やはり以前にいつからいつまでの期間はどのぐらいの金額でその面積の草刈りができたのか。それで、猟友会に委託をしたときにはどういう価格でどういうふうな経過をたどって今回どういうことで出たのかがはっきりしないと、この予算というのは私は賛成するわけにはいかない。

川崎委員長 ちょっと待って。

大滝 久志 私は質疑をしているので、意見はただ終わりのほうに言っただけだ。

川崎委員長 今の・・・

(何事か呼ぶ者あり)

商工観光課長 今手元のほうに平成22年度から平成28年度の契約の内訳はある。ただ、22年前のやつについては、ちょっと調べないとわからないという状況である。

川崎委員長 大滝委員、それで説明してもらおうか、平成22年から平成28年の。

大滝 久志 平成22年から猟友会がやっているのか。

商工観光課長 平成23年からだ。平成22年は、荒沢区のほうで引き受けていただいたという経緯が

ある。

川崎委員長  
大滝 久志

平成23年から平成28年までね。

だから、その前、蒲萄区でもやっているはずだし、あの地区の方々でやっていたはずなのだという記憶があるのだ、荒沢ばかりでなくて。それが猟友会に移った時点でぼんと上がってきて、それでまたなおこういうふうなものが出てくるというのがいかなものかと思うので、聞くのだ。

三田 議長

平成22年が今荒沢区でやったと言ったろう。平成23年から今度猟友会に委託したと言ったろう。だから、平成22年度のデータあるからその単価も言えればいい。今大滝委員言うように、またそれ上がって、また上がってと疑心暗鬼になるから、それ報告させれ。

商工観光課長

平成22年荒沢区のとときに頼んだ契約金額が89万2,710円である。平成23年から猟友会に行き、そのときは若干減って89万1,450円だ。平成24年から若干見直し、それまでは平成22、23は、86人ぐらいでやっていたのではとてもそれでは間に合わないということで100人にふやして、平成24年度以降は単価等変えぬまま約104万6,000円、平成26年度以降は今度3万円ほど上げたのだが、平成26年度からは。これは、それに伴って混合油の量がかなり使うということで、平成26、7、8と107万6,760円で契約させていただいている。平成21年の記録はないので、荒沢区から猟友会に行ったときは、私どもの資料では増額にはなっていないというのはあるが、その前についてはちょっとデータを確認しなければわからない。

川崎委員長

それ、データはこっちのほうにあるわけなのだろう。

商工観光課長

今下の事務室であるとするれば、決算書の金額がどうだったかという程度であれば調べられるかなというふうに思う。

川崎委員長

これは、朝日の時代に幾らだったかというのは、蒲萄で。

(「蒲萄でやっていた」と呼ぶ者あり)

商工観光課長

ちょっと平成19年度になると朝日のほうで決算しているんで、ちょっとその辺調べてみないとわからないところあるが、手元には決算書のデータしかないかなというところである。

(「そうすれば・・・」と呼ぶ者あり)

大滝 久志

私は、山林も少しはあるのだが、下草刈りもお願いしている。その中で、国から1ヘクタール当たり幾らという単価があったりある中で、そこで大事にしなければならぬもの、要するに植えたもの、杉であろうがヒノキであろうが雑木であろうが、それを全部印をして誤伐をしないようにやるのだ。それを切らない、誤伐しない、その単価を持ってきたからこういう価格になるのだ。だから、それをたがいや、1業者とか1組合だけではなくとったとは言いながらも、全く変な計算のもとに成り立っているのであればおかしいと思うのだが、いかがか。

商工観光課長

その辺の配慮は足りなかった分があるかと思うが、執行に当たっては、今の委員のご指摘を十分踏まえて正当な価格での、その誤伐とかをしない、草刈りなので、全面刈るわけなので、その辺の作業単価の考え方については、業者のほうとちょっと詰めさせていただいて、適正な価格での委託を出したいというふうに思う。

川崎委員長

ちょっと待って今・・・

大滝 久志

もう一つ、ほんのちょっとだけ。それで、ごく一部ロープを張って刈らないようにしているところも課長知っているかと思うが、そういう勝手な利用の仕方というのはやはり市としてきちんと、何かというともう雪が消える時期であって、ワラビが



生えてくる時期なのだ。そのときに、ここは自分の山林だから、ただ市に貸してあるだけであって、立ち入るな、ロープを張って使っているところがある。まことに遺憾だと思うが、その辺は事前にきちんと注意をしてやはりやるべきだと思うので、お願いをいたす。終わる。

商工観光課長  
本間 清人

経緯も含めてちょっと契約内容の確認をさせていただきたいと思う。  
今、後ろの誰かでも、契約書とかのその写しとか今行けないのか。だって、今大滝委員さん、それない限りは賛成できないと言っているのだから、決とれないのでは。ねえ、委員長。では、その間は別な質問もしあるのだったら別な質疑行こう。だめか。

川崎委員長

暫時休憩しようか。

本間 清人

いや、まだ別な質問あるのだ、俺そのほかの部分で。

(「この件じゃなく」と呼ぶ者あり)

本間 清人

いや、この件というか、スキー場の件だ。草刈りの件はとりあえず1回終わって。いいか。これ、新年度予算なので、その予算内に関係あるかないかの中で、これ市民の声といってもうちのせがれの声なのだけれども、高校生が今19、20歳とかではほかのスキー場、二王子とかリフト無料ではないか。わかぶなは、坂町駅までバスが迎えに来るのか、無料で。100円だったか200円だったか。そういうのがあるので、例えば地元村上としてスキー場というのは1つ、その蒲萄スキー場しかないわけだから、蒲萄に行けといえ言ってもいいのだけれども、お父さんが送っていてももらえない限り、道具持っていくのに何の交通手段もないから行きたくても行けないのだという声があるわけだ。ただ、同じ赤字だと言え失礼だけれども、スクールバスなんかをその日中の時間帯で利用しながら、例えば村上駅からでも何かしらの送迎ができれば、地元のその高校生なんかでも、高校生行ってもそれはお金にならないかもしれないけれども、県外から、山形からでも何かレアなファンがいるらしいです、どうしてもその蒲萄スキー場がいいのだという人方。にしてみれば、そういったやっぱり若い方々が来てもらう、地元の方が来ていただいているだけでまた違ってくるのではないかなと俺は思うわけだ。そこで御飯食べて、何かもしお土産屋さんなんかあれば、そこで別な分でお金が本当に使っていけるのであれば、そのリフト券の半券を持って行って、今度は道の駅朝日に寄ったときに例えばお湯、風呂入っていくのは無料だよとか、わかぶなはそういうふうに行っているみたいだよ。だから、そういう何か企画みたいのというのは、この中には何も盛り込まれてきていないようなふうに見えるのだけれども、そのイベントだとかなんとか、観光イベントなんていうの、あそこで多分雪祭りしたりスキー場祭りぐらいのイベントのことなのだろうとは思うのだ。そうではなくて、通年というか、シーズンの中でその利用者が、車持って自分たちで行かれる我々みたいなのはいいけれども、やっぱり免許もない中学生、高校生なんか地元の中で利用していくためにはどうすればいいのかということ何か考えているのか。みんなわかぶなとか行ってしまっている、二王子とか、19、20歳でリフト券はただなのだし。

商工観光課長

私どもも、雪マジ19と雪マジ20か、19歳の日券無料、20歳の日券半額のをやらせていただいている。ちなみに、今シーズン2月末であるが、雪マジ19には135名の方がおいでいただいたし、雪マジ20というのか、20歳の方は54の方がおいでいただいている。そのほか小中学生一日券無料の日とかというものを今シーズンはスキー、スノボ感謝の日といたして3日間、1月14、2月11、2月25日開催させてい

ただ、これについては275名の方にご利用いただいている。あるいは、小学生1日無料のスキー子どもの日ということで、小学生は無料だよというような仕掛けもやらせていただいている。委員おっしゃるように、お金にならないお客様ではあるが、売店というか食堂等も含めてやはり効果はあるのだろうなというふうに思っている。交通の部分は、確かに委員ご指摘のようにネックになっている。あの駐車場のところも、昨年度は危ないということで、昨シーズンからなのだが、迂回で出て行く形をとってやっているのだけれども、公共交通機関がどうしても少ない地域であるので、そういうもので集客が見込めるものであれば、ちょっと検討はしたいなと。ただ、スクールバスについては、担当部局との調整とか現状を把握しないと若干今のご答弁ちょっとできないのだが、いろんな仕掛けのほうは今もやらせていただいているが、委員ご指摘の交通のほうは、今とれていないというのが現状である。

本間 清人

副市長

副市長、これ長年のそのスキー場の課題で、一般会計の歳出に関し繰入金が今年度予算でも昨年度よりも700万円ぐらいアップされて4,500万円ぐらいの計上になるが、多いときは6,000万円とかいっていたわけだ。ずっとその開設当初3年ぐらいの黒字からずっとその赤字に転換している表も、この委員会で1回出してもらったことあるわけだ。そろそろ多分市長も言っていたように、今後このスキー場運営に関してどうするのだという決断をして、ずっと赤字でもやるのだという決断をもしるのであれば、やっぱりその交通手段も含めた中で、どうせ赤字でもやるという覚悟を決めたのであれば、利用者がふえる方向性の何かしらを今後考えていくべきだと思うのだ。でも、もう赤字はこれ以上たくさんなので、閉めるのだと言えば別だ。もうここは、契約期間が終わった時点であとは再契約をしなくて、もうスキー場としての運営はしない。1億5,000万円だろうが、2億円かけようが全部撤去して更地にするのだという考え方になるのかどうかというのをやっぱり最初に今後は決めないといけないと思う。その辺は、庁議等とかで市長なんかもどう言っているのか。今のご質問であるけれども、具体的に今後どうするかということについての突っ込んだ議論というのは正直いたしていない。ただ、総合計画で示してあるように、やはりこれは村上市唯一のスキー場として、まずは今後とも運営していくという基本的な考えはある。ただ、今委員ご指摘のようになれば、いつまでもその赤字を当然のものとして受けとめているのではなくて、それを少しでも解消するための努力をし尽くしているのかということになると、いや、やっぱりまだまだ足りない部分があるのだろうというふうに思う。一方で、小学生の学習指導にも使っていただいている関係から、社会教育施設というような側面もあるわけであるので、今後営業施設、観光施設としてどこまで可能性があるのかということと、一方では社会教育施設としての利用価値、それら両面からしっかりと検討をしていきたいというふうに思う。それから、今シーズンは例年になく大変雪が多くて、たしか3年ぶりだったかと思うけれども、12月23日から予定どおりオープンをさせていただいた。売り上げにはつながらないけれども、利用客数は例年に比べて相当多く利用いただいているので、こういったことも含めると、慎重にあるいは中長期的に将来を見据えながら議論をさらに深めていきたいというふうに思うので、よろしくお願ひしたいと思う。

本間 清人

胎内スキー場は、ゴルフ場とホテルとスキー場の第三セクター今分離されてしまっていて、株式いろいろなくなって分かれたのだが、その1点、1点見詰めると確かに赤字だけれども、3つまとめると黒字になっているのだというお話も、実はこの

間私胎内お邪魔したとき行ってきた。では、今と同じように例えばスキー場、それとみどりの里、宿泊施設もあるわけではないか、温泉もある。そういうのも何か一体と絡めて、例えばスキー客で来たお客さんに関しては、あのゲレンデに五、六人泊まって、1階だって泊まれば三、四人布団敷いて泊まれる。そうすると学生の合宿だとか、例えば家族で来たときに、そういうリゾート地なんかよりも安く本当はできるはずなのだ、あれだけの施設があれば。そこを何とか売り物に、今後は観光につなげていくといいのではないかなと思うのだ。その辺ももっと、もしやると決めたのであれば、やっぱりせつかくやると決めた以上は、もう全ての相乗効果につながるようなスキー場に私は目指して行ってほしいので、その辺いろいろ考えるべきだし、我々も文句言ったり意見言うわけではなくて、この委員会でもそのスキー場運営に関していろんな知恵を出し合った中に、そういうメンバーにもこの委員会代表として議員も2人とか入れていただきながら、委員会でこういう質疑この間したのではないかよということも言えるわけだから、そういった委員会の中には議会からもぜひその意見聴取の中で、やっぱり最高の決定機関でやっているわけだから、議員も中に入れていただきながら、お互いにせつかく同じまちに住んでいい市にしていきたいという気持ちは一緒なのだから、その施設の利用方法も深めながら検討するには議員も入れてくれ。そんなような中でぜひ進めていただきたいと思う。

副市長

ありがとうございます。これは、私ども理事者側だけではなくて、当然議会の皆様かと共同連携しながらよりよい施設運営、それから日沿道の今工事も進んでいることであるし、山形方面からも来られるまさにレアなお客様もいらっしゃるの、今後また総合的にスキー場だけではなくて、ほかの施設も含めていろいろ効果が上がるような、そんな話し合いをともに進めていけるように配慮したいと思う。よろしく願います。

商工観光課長  
川崎委員長

契約書の名前はちょっと塗抹してあったが、お配りさせていただいてよろしいか。どうぞ。

委員長（川崎健二君）休憩を宣する。  
（午前10時54分）

委員長（川崎健二君）再開を宣する。  
（午前11時10分）

商工観光課長

ただいまお手元に、先ほど質問にあった土地賃貸借契約書の写しを、個人名を塗抹の上、金額を塗抹の上出させていただいた。この第3条、賃貸借の期間は、あくまでも平成27年6月1日から平成32年5月30、5年間だが、一応年間を通して借りているという契約である。賃料については年額幾らと払うと。転貸は当然禁止である。今のそのロープを張られて云々の部分は、第6条のほうにかかってくるかなというふうに思う。土地の使用状況の変更等で、甲は、要は土地の所有者である。土地の所有者は、村上蒲萄スキー場営業期間外なので、閉じている間にこの土地を利用する場合は、乙と書面により協議を行わなければならないという第6条の規定がある。先ほどあったその山菜をやられている所有者の方は、この第6条の規定により申し出があり、市のほうでその利用されるのだったらいいだろうということで使用させていると。ただし、その間は占有されるので、賃貸料についてはその期間は支払っ

ていない。本人がこの期間ワラビをやりたいのだという期間の賃貸料は、この契約額から差し引いた額を年間払っているというやり方でやられていると。ほかの所有者の方からは、今そのような形でうちも使いたいのだがという申し出は現在のところはなく、1件の方から申し出があるというのが現状である。

本間 清人 公文書のこの土地契約書に、賃貸人の部分は消したとしても、金額まで消したりするけれども、この金額は別に載ってもいいのでない。それと、ちょっといいか。この実際の契約している面積というのは何平方メートルというか、何町何反とか、そういう単位がどうなっているのか、この面積。それないと。

商工観光課長 この案件の方の分だけか、それとも全体。

本間 清人 全体でないと、この人の分なんて言ったって、スキー場そこしかないわけではないだろう。

(何事か呼ぶ者あり)

商工観光課長 全体的には17ヘクタールなのだが、ちょっと地目別に山林と田畑、宅地があるので  
・・・

(何事か呼ぶ者あり)

川崎委員長 個人的に話しやめてくれ。

(何事か呼ぶ者あり)

川崎委員長 まず、今本間委員なのだから、大滝委員静かにしてくれ。

本間 清人 それがわからないと。

商工観光課長 今ご指摘のとおり第2駐車場と大きい面積もあるので、全て先ほど言った17ヘクタールというのはゲレンデの部分だけである。賃貸全部でいうと、山林部分が17万2,248平方メートル、それから田畑・・・

本間 清人 ちょっと待って、もう一回。

商工観光課長 17万2,248.75平方メートル・・・

本間 清人 それが山。

(何事か呼ぶ者あり)

商工観光課長 失礼した。それ田畑、宅地が合わせて1万8,199.53平方メートルになる。合わせると・・・

本間 清人 これが田畑、宅地、山林・・・

商工観光課長 全てで19万448.28平方メートル、これが全体で借りて・・・

本間 清人 四百・・・

商工観光課長 19万448.28平方メートルだ。

本間 清人 プラスその17ヘクタールということ。

商工観光課長 このうち、ゲレンデの部分が17ヘクタールである。

本間 清人 このうちね。済みません、ちょっと俺先ほど聞き漏らしたのかもしれないが、それで今回問題になっているその草刈りする場所の面積は、当然この山林とかは草刈りなんかしないのだから、草刈りの面積はどのくらいなのか。

商工観光課長 地目が山林であって、あのゲレンデ部分が。草刈り面積で17ヘクタールということである。

本間 清人 ああ、そういうこと。

川崎委員長 よろしいか。

本間 清人 はい。

本間 善和 もう一回冷静に聞くけれども、17ヘクタールと言ったのは、全てがゲレンデでない

だろう。もっといっぱいだろう、この17ヘクタール。ゲレンデは、その17ヘクタールのうちゲレンデあるのだろう。ぴったり木が立っているゲレンデ全てがそのところではないだろう。例えば草刈るところは必ず中のところへ、私もあそこのスキー場滑ったけれども、草が、木が生えていたり家が建っていたりハウスがあったりという格好で、それから地目というのは出入りしているから、あんなきれいな線で地目になっていないはずだから、個人の山というのは。そうだろう。だから、17ヘクタールのうち何ぼが草刈らねばないと。だから、さっき私見積もりとったヘクタール何ぼだよと聞いたのはそこのな。少ないはずだ。

商工観光課長 ゲレンデ部分が17ヘクタールで、そのうち草刈りをするゲレンデの分というのは15.6ヘクタールだ。失礼した。

(何事か呼ぶ者あり)

本間 善和 私、地元の森林組合等から反当たり幾らぐらいでできるものだともう参考に聞いた。そうすると、3万円ぐらいなのだ。三五、十五、65万円だ。2回刈ったとしても130万円ぐらいだ。だから、これはあなたこれから見積もりを正確にとって発注するといふのだから、私はそれは金のことはどうでもいい、予算は、今これは使わなければ使わないで残すこともできるのだから。そういうところをきちんともう一回精査して発注していただきたいという格好でお願いしたいと思うが、この金額については。そうすれば、この予算のところでは260万円とってあるけれども、去年までは100万円でできていた。ことし、今回260万円が上がっているけれども、だけれども、3倍近い金だけれども、そういうところを吟味して、もう一回あちこちの見積もりをとって、少し検討して発注してくれ。お願いしたいと思う。

本間 清人 恐らく旧朝日村の時代に、荒沢の区であったり、蒲萄の地元の方にお願したときというのは、多分ちょっとした小遣い稼ぎではないのだけれども、その集落の何かしらの収入の足しにならないかというみたいな部分もあったと思うのだ。それが猟友会に移ったときにも、猟友会自体が運営経費として算出する金額がないものだから、このお城山の当時森林組合に木売って保存会が運営していたと一緒だ。ところが、その木が今売ったところで逆につけ足さねばないから、運営自体が厳しくなっていると同じで、猟友会もその小遣い稼ぎや何か出すのに多分いい金額だったのだと思うのだ。今逆に本間委員が言ったのは、安いのではないのだ。15.6ヘクタール掛けること、今1反3万円で計算すると恐らく500万円近くになるわけだから、そういう意味からいくと、この今の計上されている金額が半分くらいに安くはなっている。でも、その金の問題も確かにあるのだけれども、ちゃんとした今後契約になっていっているのかどうか。そのなあなあ、なあなあで来ていた部分、さっき控室で冗談だけれども、私は今度議会でそれ受ければいいねかと。業者に下請出せばいいねかみたいな、そんな感覚の草刈りになっているような部分をちゃんとやっぱりチェック体制として所管課も、では草刈りをしているその2週間、10日間に担当員がちゃんと日報をつけているのかどうかだ。本当にきょう何人来ているかみたいな、延べ何人か。そうすると、請け差というものも出てくるわけではないか、例えば請け差というのが。入札しても、この部分は変更になった。減額になる。この工事を今回できなくなった。もしくは、都合によってこの工事をワンランク上の材料にかえると、議会に対してその追加工事分の申請来るわけだ。それと同じようにやっぱり本当はするべきではないか。実際の見積もりでは96人躯でなっていたけれども、実際やってみたら150人躯になったというときだってあるかもしれない。もしくは、

逆に50人駆で終わったということもあるかもしれない。そこの精査は、ちゃんと市のほうの担当課でやっているかどうか。いや、契約したからいわふね森林組合に今回やったのだと。何月何日からやるねと連絡来てああ、ではお願いする、俺地元の区長さんに連絡しておくから。そんなのだけなのかどうかだ、一番大事なのは。その辺どんななのか。

商工観光課長 今委員おっしゃった部分で、では毎日見に行って、日報確認して、本当に確認は実際行ってない。頼むときは、一応設計書を人駆で組んで、これでどうだろうという方で、中でこの期間内でこの面積をきれいにしてきて、この金額でお願いするというので、日々賃金で何人来たら幾ら払うという日々賃金契約をしていないので、工事の出来高についても何人日で見ている、ではその全てがこの人がいたとかいうチェックがどこまでやっているか、いささか私工事のほうはよくわからないけれども、基本的には私どもの考え方としては、今委員のおっしゃった部分については今後の課題とさせていただくけれども、現在の発注の仕方としては、この面積を何日から何日の間に草刈りして処分してくれと。それについては、このぐらにかかるよねという設計書を組んでお願いしているの、それについてこれでやるよということで、随契だけれども、やると来てできていけば、期間内にきちんとできているというその日々賃金での雇用ではないので、こういう形態をとらせていただいている。

本間 清人 建設工事で前私質問したのは、県の建設発注の工事であると、全ての商品に関して入れた材料も全て出荷証明書見るし、どこで製造したかもとりながらやる。ところが、市の場合は全くそれがない。それと同じでやっぱりチェックが全然なっていないから、言っては悪いけれども、村上市いいお客さんだ、業者の。市の仕事すればもうかるというのだから。だから、その部分はもうかってもいいのだ。企業なのだから、もうかるのが企業で当たり前。なのだけれども、税金なのだから、その分のチェックはちゃんと市がするべきだろうということをおっしゃっているわけ。また、副市長も、今ここをリフト壊れたときに1年間とめた。そのときに、地元の方々からぜひとも再開してくれとお願いをされて再開したという経緯あるよね。市がどうしても再開すると言ったわけではなかったのではなかったか。だったら、その契約書に関してだって、賃料も安くしてもいいので、何とか再開してくれというお話し当時なかったか。そうしたら、そういった草刈りも含めた中で、契約書の再見直しを今後するべきだ。それでもずっと今後10年、20年も続けると本当に市が決めるのだったら、きちんとそういうことを計画性を持った中でやっていくべきだし、これはもう契約期間切れた時点でこのスキー場はやめるのだということになればいろんなお金の削減をしていくべきだし、その辺の方向性はやっぱりもう一度市もきちんと出すべきだ。

副市長 先ほどもご答弁申し上げたけれども、確かに今ご指摘のように、過去のそういったいきさつというか、状況があったということを改めて認識をいたしました。地元とも十分に話し合いを持ちながら、今後の方向を決めていきたいというふうに思う。ありがとうございます。

大滝 久志 いや、副市長、ちゃんと平成27年の6月1日に契約を結んで、こののは5年間だから、その先のことについてはまだ回答していないのだから、きちんとしたこういう契約書を出しておいて、また変な答弁しているのではだめで、この時点までにどういう、継続するのならば、しないのならば、どういう方向性かという

のは、政策課題の一つだから、やるのであったらどういう方向、やらない方向にしたらどういう方向なのだというものの方向づけがなっていないと、いつまでたってもこの問題を前からやってきたのだからということではずるずる行くので、一つの方針として先ほど本間委員が言ったように、きちんとした方針というものを示さないと、何年か前には逐次やめていくよというようなことを方向づけをしていかないと、これで恩恵を受けている人たちに大変なご迷惑をかけるので、そういうことであつたら、きちんとしたものをやはり私は方針を立ててやるべきだと思うが、いかがか。契約の期間内でそのことについてははっきりとさせたいというふうに思う。

副市長  
川崎委員長  
大滝 久志

よろしいか。  
はい。

〔委員外議員〕

木村 貞雄 今ほどたくさん意見出ただけけれども、課長は要するに今までやってきた猟友会がやめて、それで業者に頼めばいいねかという簡単な気持ちでそうしたのか。あるいは、地元のずっとやってきた朝日地区のいろんな方に、そうになっているからやってもらいたいというような前向きな体制で考えてきて、それでもできなかったから委託に考えたのか、その辺伺います。

商工観光課長 そのようなことなく、今回のご提案は私ども草刈りがもうスキー場開設の絶対条件であるので、最悪という言い方は悪いけれども、上限額としてちょっと予算の要求はさせていただいて、執行の際にはやはりいろいろなご意見いただいたので、その中で地元の猟友会と直接的な話はしていないので、もう早い時期にちょっと地元と話し合いをしていきたいなということで、私の思いとしてはスキー場オープンさせるための条件として、万が一猟友会に引き受けていただけないとオープンできないので、予算を確保させていただいたという上げ方をさせていただいたところである。

木村 貞雄 そういうことで私も受けとめたいと思うけれども、建設課でも前は今の課長が係長になってから切りかえた面もあったのだけれども、要するに前までは業者に委託してあった道路の付近とかの公共用地で、公共用地まで隅々まで刈れないこともあったのだけれども、建設課の場合は個々に面しているところ刈るのだから簡単な話なのだ、そういう一つの山とかでなくて。そういうふうなやり方で、恐らく基準に沿った単価で、しかも地元の人でサービス精神も考えて安い単価でやっていると思うのだけれども、そういった形でもしできていければお願いしたいのだけれども。

商工観光課長 単価については、相談させていただきたいなというふうに思っている。

三田 議長 今る議論あったけれども、これはまさにそのとおりなので、副市長はわかるかわからないかわからないけれども、課長はわかると思うのだ。これ、蒲萄スキー場ちょっと問題あって休止したことある。そのときに、地元の陳情がここへ来て、私も当時この所管の委員だったけれども、どうしても再開してくれという強い熱意があった。そして、当時、それ前回もこの委員会で話しあったのでないか、地代の件。当時は、減額してもやらせていただきたいと。それがそのままになっているということも問題だし、そうすると今課長の話で、猟友会が今まで努力してくれたのに、仮定の話で、まだ話をしていないという減だよ。猟友会さんにしてみれば、失礼な話なわけだ。今まで百何万円で、今度二百何万円になったときということになると、とんでもない話になるわけ。要は、地元との信頼関係あってこの施設というの

はやると行政が決めたわけだろう。それが当時はいや、お互いに地域と話しして一緒にやっていくのだと。行政も、しっかりと地元との信頼関係を構築していくのだということで話しして、こういう議案が上がってきて安易にそれは安全パイでやったというような、当初予算組むのにそういう考え方ではちょっとまずい。だから、いや、あなたに求めるのではなくて、副市長そのことをあなた検証して、しっかりとこの先のことも考えてこれからやっていただきたい。その言を求める。

副市長 この件に関してのいろいろなご意見、ご質問いただきながら答弁もさせていただいた。まさに、私の少し知らない部分もあったけれども、明確にそのことを認識した次第である。まさに、地元の方々の理解、協力があつてのスキー場でもあるし、今後地元の方々が何を望むのかということも踏まえ、かつ市としてもこの施設がどうあるべきなのかということも十分に考慮しながら、先ほど申し上げたように契約期間内で明確に方向性を出したいというふうに思う。ありがとうございます。

川崎委員長 よろしいか。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第13号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（川崎健二君）散会を宣する。

（午前11時33分）